

<別紙 2>

事業別同規模団体区分

○水道事業

上水道事業については給水形態及び現在給水人口規模により、簡易水道事業については地方公営企業法の適用状況及び現在給水人口規模により区分する。

[上水道事業区分一覧表]

給水形態	現在給水人口規模	区分
末端給水事業	都及び指定都市	政令市等
	30 万人以上	A1
	15 万人以上 30 万人未満	A2
	10 万人以上 15 万人未満	A3
	5 万人以上 10 万人未満	A4
	3 万人以上 5 万人未満	A5
	1.5 万人以上 3 万人未満	A6
	1 万人以上 1.5 万人未満	A7
	5 千人以上 1 万人未満	A8
	5 千人未満	A9
用水供給事業		B

[簡易水道事業区分一覧表]

法の適用状況	現在給水人口規模	区分
法適用	10,001 人以上	C1
	5,001 人以上 10,000 人以下	C2
	2,001 人以上 5,000 人以下	C3
	2,000 人以下	C4
法非適用	10,001 人以上	D1
	5,001 人以上 10,000 人以下	D2
	2,001 人以上 5,000 人以下	D3
	2,000 人以下	D4

※ 法の適用の状況により、算出できる指標の項目等が異なるため区分する。

○公共下水道事業

東京都及び政令指定都市（以下「政令市等」という。）を1 類型とし、その他の市町村については以下の区分（処理区域内人口別区分、処理区域内人口密度別区分、供用開始後年数別区分）により類型化する。

[公共下水道事業区分一覧表]

	処理区域内人口区分	処理区域内人口密度区分	供用開始後年数別区分	類型区分
政令市等				政令市等
A	10万以上	100人/ha以上		Aa
		75人/ha以上		Ab
		50人/ha以上	30年以上	Ac1
			30年未満	Ac2
50人/ha未満		Ad		
B	3万以上	100人/ha以上		Ba
		75人/ha以上	30年以上	Bb1
			30年未満	Bb2
		50人/ha以上	30年以上	Bc1
30年未満	Bc2			
50人/ha未満	30年以上	Bd1		
	30年未満	Bd2		
C	3万未満	75人/ha以上		Ca
		50人/ha以上	30年以上	Cb1
			15年以上	Cb2
			15年未満	Cb3
25人/ha以上	30年以上	Cc1		
	15年以上	Cc2		
	15年未満	Cc3		
25人/ha未満	30年以上	Cd1		
	15年以上	Cd2		
	15年未満	Cd3		

○公共下水道事業以外

公共下水道事業以外の事業については、以下の区分（供用開始後年数）により類型化する。

[区分一覧表]

特環

供用開始後年数別区分	類型区分
30年以上	D1
15年以上	D2
15年未満	D3

流域

供用開始後年数別区分	類型区分
30年以上	E1
15年以上	E2
15年未満	E3

農集

供用開始後年数別区分	類型区分
30年以上	F1
15年以上	F2
15年未満	F3

林集

供用開始後年数別区分	類型区分
30年以上	G1
15年以上	G2
15年未満	G3

漁集

供用開始後年数別区分	類型区分
30年以上	H1
15年以上	H2
15年未満	H3

小排

供用開始後年数別区分	類型区分
30年以上	I1
15年以上	I2
15年未満	I3

簡排

供用開始後年数別区分	類型区分
30年以上	J1
15年以上	J2
15年未満	J3

特排

供用開始後年数別区分	類型区分
30年以上	K1
15年以上	K2
15年未満	K3

個別

供用開始後年数別区分	類型区分
30年以上	L1
15年以上	L2
15年未満	L3

※交通事業（自動車運送事業）、電気事業においては、同規模団体区分を設けていない。

事業別類似施設区分

○観光施設事業（休養宿泊施設事業）

宿泊定員数及び客単価により区分する。

[観光施設事業（休養宿泊施設事業）区分一覧表]

宿泊定員数	客単価	区分
1人以上 100人未満	7,000円未満	A1B1
	7,000円以上	A1B2
100人以上	7,000円未満	A2B1
	7,000円以上	A2B2
休養施設(休憩利用のみ)		C

※宿泊定員数が「0」の事業が、休養施設（休憩利用のみ）に当たる。

○駐車場整備事業

構造及び立地により区分する。

[駐車場整備事業区分一覧表]

構造	立地	区分
立体式	商業施設又は駅に隣接している	A1B1
	商業施設又は駅に隣接していない	A1B2
地下式	商業施設又は駅に隣接している	A2B1
	商業施設又は駅に隣接していない	A2B2
広場式	商業施設又は駅に隣接している	A3B1
	商業施設又は駅に隣接していない	A3B2

○病院事業

病床数により区分する。

病院区分	病床規模	区分
一般病院	500 床以上	1
	400 床以上～500 床未満	2
	300 床以上～400 床未満	3
	200 床以上～300 床未満	4
	100 床以上～200 床未満	5
	50 床以上～100 床未満	6
	50 床未満	7
結核病院	結核病院	8
精神科病院	精神病院	9

○工業用水道事業

団体規模で集計した現在配水能力規模により区分する。

現在配水能力規模 (m ³ /日)	区分
200,000 m ³ /日以上	大規模
50,000 m ³ /日以上 200,000 m ³ /日未満	中規模
10,000 m ³ /日以上 50,000 m ³ /日未満	小規模
10,000 m ³ /日未満	極小規模